

大江町教育ローン返済支援補助金交付要綱

令和7年12月24日制定

(目的)

第1条 町長は、大学等の在学期間終了後に本町に定住する若者の教育借入金の返済を行う保護者に対して経済的負担軽減を図り、もって若者のふるさと回帰、地域の活性化に資するため、保護者が連携金融機関から融資を受けた教育ローンの返済額の一部について補助金を交付するものとし、その取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）、同法第124条に規定する専修学校（専門課程又は一般課程に限る。）及び海外の大学（学位取得を目的として就学するものに限る）をいう
- (2) 定住 本町の住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第5条に規定する大江町が備える住民基本台帳（以下、「住民基本台帳」という。）に記録され、かつ当該住所地を生活の本拠としていることをいう
- (3) 保護者 子どもの親又は親に代わり子を保護する義務のある者で教育ローンの契約者をいう
- (4) 連携金融機関 大江町と「大江町教育ローンに係る連携協定」を締結した金融機関をいう
- (5) 教育ローン 連携金融機関で設計及び運用される本制度の対象となる教育ローンをいい、制度利用者1人1契約とする
- (6) 制度利用者 本補助金の保護者により制度利用者として登録され、かつ、大学等の在学期間を終え、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第5条に規定する大江町が備える住民基本台帳（以下、「住民基本台帳」という。）に記録され、その住所に実際に居住し、10年以上定住する意思を有する者をいう
- (7) 算定期間 制度利用者の保護者が申請年度の前年度に教育ローンの元金を返済した期間をいう
- (8) 繰上返済 教育ローンの返済を初めて開始した際に計画された割賦を超えた返済をもって、返済期間の縮減又は返済すべき教育ローンの合計額（利息を含む。）の減額を行うことをいう

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本要綱第7条の認定を受けた者であって、制度利用者の教育ローンの元金を返済している保護者
- (2) 納付すべき税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象費用)

第4条 補助金の対象費用は、制度利用者の保護者が教育ローンの返済に要した元金とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、申請年度の算定期間における教育ローンの返済額の合計額のうち元金返済額の千円未満を切り捨てた額で85万円以内とし、かつ、本制度により補助を受けた額の通算300万円を上限とする。ただし、算定期間において教育ローンの返済に係る他の補助金等を受けている場合にあつては、算定期間の返済額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。

2 繰上返済による教育ローン返済額は、補助対象の返済金額に含まない。

3 第9条の規定に基づき認定を取り消された者が再び第7条の規定により認定の決定を受けた者となった場合における補助対象額は、認定を取り消される前に交付を受けた補助金を通算するものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、制度利用者の保護者が教育ローンの返済を開始した翌年度から教育ローンを完済した翌年度までとする。

(補助対象者の認定等)

第7条 補助金の交付を受けようとする教育ローン制度利用者の保護者は、別に定める募集期間内に、大江町教育ローン返済支援認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び教育ローン制度利用者の住民票の写し
- (2) 教育ローン制度利用者が大学等に入学・在籍等を証明する書類
- (3) 連携金融機関の教育ローンを借り受けていることを証明する書類
- (4) 申請者の本人確認書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があつたとき、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、大江町教育ローン返済支援認定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(認定者の変更届)

第8条 前条の規定により認定の決定を受けた者（以下「認定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたときは、速やかに大江町教育ローン返済支援認定変更届（様式第3号）にその事実を証する書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 認定者の住所、氏名、連絡先、教育ローン内容等に変更が生じたとき
- (2) 制度利用者の住所、氏名、連絡先等に変更が生じたとき

2 町長は、前項に規定する届出を受理したときは、大江町教育ローン返済支援変更承認通知書（様式第4号）により認定者に通知するものとする。

(認定の取消し等)

第9条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとし、大江町教育ローン返済支援認定取消通知書（様式第5号）により当該認定者に通知するものとする。

- (1) 制度利用者が大江町に定住しなくなったとき
- (2) 第3条の要件を満たさなくなったとき
- (3) 補助金の交付を辞退する申出があったとき
- (4) 教育ローンの借入が取り消されたとき（認定者の責めに帰さない場合を除く。）
- (5) 教育ローンの返済が免除されたとき
- (6) 虚偽の申請その他不正の行為によって認定を受けたとき

（交付の申請等）

第10条 補助金の交付の申請をしようとする認定者は、申請年度の6月1日から9月末日までに大江町教育ローン返済支援補助金交付申請書兼請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の申請は第7条に規定する認定の翌年度以降に行うものとする。

- (1) 教育ローンの返済期間及び割賦の額がわかる書類
- (2) 申請年度の前年度の1年間において返済した教育ローンの額（元利金額の内訳）が分かる書類及び返済を確認できる書類
- (3) 申請初年度は大学等の在学期間が終了したこと等を証明する書類
- (4) 制度利用者の住民票の写し
- (5) 認定者の町税等の完納を示す証明書
- (6) 申請者である認定者の本人確認資料
- (7) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び補助金の確定）

第11条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金の額を確定し、大江町教育ローン返済支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更又は取下げ）

第12条 前条の規定により補助金の交付決定兼確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は取り下げようとするときは、大江町教育ローン返済支援補助金変更交付（取消）承認申請書（様式第8号）を、遅延なく町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する補助金変更交付（取消）承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の変更の可否又は取消しを決定し、大江町教育ローン返済支援補助金変更交付（取消）決定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は、第11条の規定により補助金の交付の決定及び補助金の確定をした日から30日以内に交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 本要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (3) その他町長が不相当と認めたとき

(協力体制)

第15条 町長は、認定者に対し次のことについて依頼することができ、認定者は可能な範囲内で調査や協力に応じるものとする。

- (1) 本制度の維持、拡大及び利用実態の把握に資する調査等
- (2) 町づくり等に関する調査等

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は令和7年12月24日から施行する。

この要綱は令和8年6月1日から施行する。

年 月 日

大江町長 様

申請者 住 所

氏 名

（生年月日： 年 月 日）

電 話

大江町教育ローン返済支援認定申請書

大江町教育ローン返済支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

	区分（該当に○）	新規 ・ 再開
制度利用者	住 所	
	氏 名	
	申請者との関係	
大学等	学校名等 （学部、学科等まで記載）	
	入学年月（予定含む）	年 月
	卒業等年月（予定）	年 月
教育ローン	金融機関	
	借入金額	総額 円
	借入期間	年間
	元金返済期間	年 月から 年 月まで（ 回）

[添付資料]

- (1) 申請者及び教育ローン制度利用者の住民票の写し
- (2) 教育ローン制度利用者が大学等に入学・在籍等を証明する書類
- (3) 連携金融機関の教育ローンを借り受けていることを証明する書類
- (4) 申請者の本人確認書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

様

大江町長

大江町教育ローン返済支援認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった大江町教育ローン返済支援補助金の認定については、大江町教育ローン返済支援補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定（却下）を決定したので通知します。

記

- 1 認定（却下）の区分 認定 ・ 却下
- 2 却下の理由

年 月 日

大江町長 様

認定者 住 所

氏 名

大江町教育ローン返済支援認定変更届

次のとおり変更がありましたので、大江町教育ローン返済支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	区分		認定者	制度利用者
	変更日		年 月 日	年 月 日
住所・氏名等の変更	住所	新住所	〒	〒
		旧住所	〒	〒
	氏名	新氏名		
	電話	旧電話		
		新電話		
	その他	変更前		
		変更後		

[添付資料] 変更が確認できる書類

様

大江町長

大江町教育ローン返済支援認定変更承認通知書

年 月 日付けで変更の届出があった大江町教育ローン返済支援補助金の認定については、大江町教育ローン返済支援補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認を決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分 (住所・氏名・その他)
- 2 却下の理由

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

大江町長

大江町教育ローン返済支援認定取消通知書

年 月 日付けで提出のあった承認申請については、大江町教育ローン返済支援補助金
交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

1 決定の区分 認定取消

2 決定の理由

大江町長 様

認定者 住所
氏名
電話番号

大江町教育ローン返済支援補助金交付申請書兼請求書

大江町教育ローン返済支援補助金の交付を受けたいので、大江町教育ローン返済支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請・請求します。

制度利用者 氏名						
制度利用者 住所						
算定期間	年 月から			年 月		
算定期間の 返還額	返済額のうち元金部分の総額 円					
	4月	円	8月	円	12月	円
	5月	円	9月	円	1月	円
	6月	円	10月	円	2月	円
	7月	円	11月	円	3月	円
他の補助金等の合計額						円
補助金交付申請・請求額 ※千円未満は切捨て						円

同意事項

大江町内に居住している申請者は、次の同意をもって納税証明書の添付に替えることができます。内容を確認のうえ、□へを記入してください。

当事業の交付要件確認のため、私及び私の世帯の税務資料その他の公簿等を確認することに同意します。

次の口座に振込願います。※認定者の口座

金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合 ()	本店 支店 支所	預金種別	普通・当座
口座番号		フリガナ		
		口座名義人		

[添付資料]

- 教育ローンの返済期間及び割賦の額がわかる書類
- 申請年度の前年度の1年間において返済した教育ローンの額（元利金額の内訳）が分かる書類及び返済を確認できる書類
- 申請初年度は大学等の在学期間が終了したこと等を証明する書類
- 制度利用者の住民票の写し
- 認定者の町税等の完納を示す証明書
- 申請者である認定者の本人確認資料
- その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

大江町長

大江町教育ローン返済支援補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼請求のあった、大江町教育ローン返済支援補助金については、大江町教育ローン返済支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 円 |

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

大江町長 様

認定者 住 所
氏 名
電話番号

大江町教育ローン返済支援補助金変更交付（取消）承認申請書

年 月 日付けで交付決定兼確定通知書を受けた大江町教育ローン返済支援補助金について変更（取消）したいので、大江町教育ローン返済支援補助金交付要綱第12条に基づき、次のとおり関係書類を添えて承認申請をします。

記

- 1 変更（取消）の理由
- 2 変更（取消）の内容

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

大江町長

大江町教育ローン返済支援補助金変更交付（取消）決定通知書

年 月 日付けで提出のあった承認申請については、大江町教育ローン返済支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

- 1 決定の区分 変更（取消）
- 2 決定の理由